

# 社会福祉法人瑞鳳会

## ユニット型指定介護老人福祉施設

### 特別養護老人ホーム ハートステージ鳳 運営規程

#### 第1条 (事業の目的)

社会福祉法人瑞鳳会（以下「事業者」という。）が開設するユニット型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム ハートステージ鳳」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入所が必要な要介護者（以下「入居者」という。）に対し、老人福祉法に基づく老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

#### 第2条 (運営の方針)

施設サービスの実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業者は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行うことにより、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
- 3 施設サービスの実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第3条 (反社会勢力の排除)

- 1 事業者は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 2 施設を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

#### 第4条 (施設の名称及び所在地)

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 1 名 称 特別養護老人ホーム ハートステージ鳳
- 2 所 在 地 岐阜市長旗町2丁目18番地

#### 第5条 (入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

施設の入居定員は100人とし、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

- ① ユニットの数 10ユニット
- ② ユニットごとの入居定員 10人

- 2 事業者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

## 第6条 (職員の職種・員数及び職務の内容)

施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、老人福祉法等に規定される施設の運営に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

② 医師 1人以上

入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

③ 生活相談員 1人以上

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う。

④ 看護職員 3人以上

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

⑤ 介護職員 31人以上

入居者の入浴、排せつ、食事等の介護など入居者がある有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

⑥ 管理栄養士 1人以上

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

⑦ 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

⑧ 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

⑨ 事務職員 1人以上

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

⑩ 調理員 1人以上

献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

- 2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

## 第7条 (内容及び手続きの説明と同意)

施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする。

## 第8条 (提供拒否の禁止)

施設は、正当な理由がなく、施設サービスの提供を拒否しない。

## 第9条 (サービスの提供困難時の対応)

施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難であると認められた場合は、適当な病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講じる。

#### 第 10 条 （受給資格等の確認）

施設は、施設サービスの提供の開始に際し、入居者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努める。

#### 第 11 条 （要介護認定の申請に係る援助）

施設は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入居申込者に対しては、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、入居者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう必要な援助を行う。

#### 第 12 条 （入所）

施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員の数から入居者の数を減じた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その心身の状況、過去の生活の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 4 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 5 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

#### 第 13 条 （退所）

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### 第 14 条 （入退所記録の記載）

施設は、入居に際しては当該入居の日並びに入居する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を被保険者証に記載するとともに、施設サービスを提供した際には、提供した施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録する。

#### 第 15 条 （施設サービスの方針）

施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

## 第 16 条 （施設サービス計画書）

施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じてその者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入居者及びその家族に面接を行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及びその者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入居者の家族の希望を勘案して、当該入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、施設サービスに係る目標及びその達成の時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入居者又はその家族に対して説明し、文書により当該入居者の同意を得る。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じ変更を行う。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に当該入居者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、入居者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。

## 第 17 条 （介護内容）

施設は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の

心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行う。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援する。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代える。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、入居者に褥瘡が生じないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 6 施設は、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を支援する。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 8 施設は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

## 第18条（食事の提供）

施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援する。

## 第19条（機能訓練）

施設は、入居者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその低下を防止するための訓練を行う。

## 第20条（健康管理）

施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じる。

## 第21条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

## 第22条（社会生活上の便宜の供与）

施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対して行う申請、届出等の手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

## 第23条（利用料等の受領）

施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示

上の額とする。

- 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

## 第24条 (その他の費用)

施設は前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ① 居 住 費 居室内トイレ設置なし(ユニット型個室 100室) 2,500円(1日あたり)
- ② 電 気 利 用 料 100円(1日あたり) ※持ち込み家電がある場合
- ③ 事 務 管 理 費 2,000円(1ヶ月あたり)  
内訳 預かり金(通帳) 月次収支報告書作成、各種保険証管理等
- ④ 食 費 1,800円(1日当たり)
- ⑤ おやつ/ドリンク代 100円(1日当たり)
- ⑥ 理 美 容 代 実 費

- 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

## 第25条 (会計の区分)

施設は、施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

## 第26条 (入居者の入院期間中の取扱い)

施設は、入居者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね1月以内に退院することが見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入居者が退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにする。

## 第27条 (入居者に関する市町村への通知)

施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合。

## 第28条 (緊急時等の対応)

施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

## 第29条 (勤務体制の確保)

施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則に定める基準により職員の配置を行う。
- 3 施設の従業者によって施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上

### 第30条 (定員の遵守)

施設は、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害、虐待を受けた高齢者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

### 第31条 (非常災害対策)

施設は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

### 第32条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

施設は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - ③ 前2号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
  - 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

### 第33条 (業務継続計画の策定等)

施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 第34条 (衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理)

施設は、入居者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ② 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施する。

③ 前2号に掲げるもののほか、規則で定める措置

3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

### 第35条 (協力医療機関等)

施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

### 第36条 (掲示)

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

### 第37条 (広告)

施設は、当該施設について広告をする場合は、その内容が虚偽の又は誇大なものにならないようにする。

### 第38条 (地域との連携等)

施設は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

### 第39条 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

### 第40条 (秘密保持・個人情報の保護等)

施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入居者の同意を得る。

#### 第 41 条 （苦情処理）

施設は、利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、入居者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村からの求めがあった場合には、その改善内容を当該市町村に報告する
- 5 施設は、利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、その改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告する。
- 7 苦情の事実調査と対応方法を検討し、迅速に改善策を立て必要に応じて全職員に周知し、改善策を実行する。同様の問題が生じないように管理し、対応方法及びサービス内容について定期的にチェックし再発防止に取り組む。

#### 第 42 条 （ハラスメント対策に関する事項）

施設は、施設サービスにおける適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 第 43 条 （施設の利用に当たっての留意事項）

生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - 1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
  - 2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する
  - 3) 面会は、施設の規程に従う
  - 4) 外出、外泊は、担当職員に申し出て、必ず『外出・外泊簿』に記入する
  - 5) 全館禁煙とする
  - 6) 自身の宗教信仰以外及び『営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動』は禁止する

#### 第 44 条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第 45 条 （身体拘束の廃止に関する事項）

施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 第 46 条 （記録等の整備）

施設は、従業者、設備及び会計に関する記録等を整備する。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該サービスを提供した日（第1号に掲げる施設サービス計画にあっては当該計画の完了の日、第4号に掲げる市町村への通知に係る記録にあっては当該通知の日）から5年間保存する。
  - 1) 施設サービス計画
  - 2) 提供した施設サービスの具体的な内容等の記録
  - 3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 4) 市町村への通知に係る記録
  - 5) 苦情の内容等の記録
  - 6) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

#### 第 47 条 （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

#### 第 48 条 （その他施設の運営に関する重要事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所（施設）の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成26年6月1日から施行する。

この規程は平成26年8月21日から施行する。

この規程は令和3年7月1日から施行する。

この規程は令和3年8月1日から施行する。

この規程は令和6年11月1日から施行する。